

『区画整理だより』発行にあたって

陽春の候、皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

区画整理だよりの発行にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様方もご承知のとおり、令和5年3月19日（日）に豊明市文化会館において第1回総会を開催いたしました。総会では、豊明市長をはじめご来賓の方々からご祝辞をいただき、またこれから組合の運営に携わっていただく役員の選任、諸規程の制定や令和5年度予算などの議決をいただきました。

これもひとえに、組合員の皆様方の多大なるご協力と、関係機関各位のご支援の賜物と、役員一同心から感謝いたしております。

なお、4月1日（土）に開催しました役員会において、理事長、副理事長及び各職務分担を決めましたので、ご報告させていただきます（次頁を参照ください）。

さて、令和5年度は、まず5月に総代の選挙を行うべく準備を進めております。その後、12月に予定している仮換地指定に向けた作業を進めるとともに、その後の工事着手に向けた詳細設計や必要な手続き等を進めてまいります。

この区画整理事業でよりよい街をつくっていくという目標を改めて認識し、気が引き締まる気持ちでおります。まずは第一目標であります仮換地指定が一日も早く出来るよう、役員一丸となって努力して参りますので、引き続き皆様方の温かいご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

理事長 青山 富夫

～総会の風景（1）～

青山代表挨拶



業務代行者の決定

業務代行者

戸田建設・日本工営都市空間業務代行グループ

構成員 戸田建設株式会社 名古屋支店

構成員 日本工営都市空間株式会社

皆様、よろしくお願いいたします。

第1回総会を開催いたしました

去る令和5年3月19日（日）に、豊明市文化会館小ホールにて第1回総会を開催いたしました。

総会では下記の報告・承認事項、及び7件の議案について審議がなされ、賛成多数により全ての議案が決定しましたことをご報告いたします。

報告事項第1号 組合設立までの経過について
承認事項第1号 組合設立までに要した費用について

議案第1号 役員の選挙（選任）について
議案第2号 諸規程の制定について
議案第3号 業務代行者の決定について
議案第4号 評価員の選任について
議案第5号 役員、評価員及び総代の報酬、旅費及び手当の基準について
議案第6号 令和5年度収入支出予算について
議案第7号 預入金融機関の指定について

役員の就任について

令和5年3月19日（日）の第1回総会において、下記のとおり理事10名・監事3名が選任され、3月28日付にて就任いたしました。

また4月1日（土）開催の役員会において、理事長・副理事長および役員の職務分担、代表監事が決まりましたので、ご報告いたします。

理事長	青山 富夫	理事（換地・移転補償）	青山 司
副理事長（設計工事）	成田 稔	理事（換地・移転補償）	青山 松季
副理事長（換地・移転補償）	山田 健司	理事（換地・移転補償）	近藤 俊幸
理事（庶務・会計）	青山 健一	監事（代表）	石川 順一
理事（庶務・会計）	安江 義行	監事	成田 裕次
理事（設計工事）	青山 勇	監事	服部 力
理事（設計工事）	伊藤 彰浩		

～総会の風景（2）～



全体スケジュールについて

愛知県知事より正式に本土地区画整理事業が認可されました。

今後は認可された事業計画に定められた、右図のようなスケジュールで事業を進めていき、9年後の令和12年度完了を目指していきます。

皆様のご協力をよろしくお願いいたします。



事業施行期間

事業開始

令和5年3月

組合設立総会

令和5年3月19日に行いました。

令和5年5月

総代選挙

組合員から総代（代表）が選挙されます。

令和5年12月

仮換地指定

土地の再配置（換地）が決定されます。

令和5年度
～
令和10年度

補償・工事

工事を進める期間
※田畑の利用は令和5年12月
までで終了してください。
補償・工事は個別に調整します。

令和11年度

換地計画

登記などの事務手続き期間になります。

換地処分

令和12年度

登記・清算

事業開始から
約9年を予定

令和5年度スケジュールについて

令和5年度の大まかなスケジュールは右図のとおりです。まずは5月に総代の選挙を行います。

その後は換地に関する本申出、換地設計の作業を中心に進め、皆様方への仮換地案の縦覧（個別説明会）を秋頃に行い、12月の仮換地指定を目指します。

その後、工事や移転に着手することとなります。

引き続き、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

【令和5年3月】

組合設立認可（事業開始）

・令和5年3月17日
愛知県知事より設立認可を頂きました

第1回総会

・令和5年3月19日
豊明市文化会館小ホールにて開催いたしました。

【令和5年5月】

総代選挙・総代会開催

組合員の中から総代（18名）を選出いただき総会に代わる議決機関として総代会を開催します。

【令和5年秋】

仮換地案の縦覧

土地の再配置（仮換地）案について縦覧（個別説明）期間を設けます。

【令和5年12月】

仮換地指定

仮換地の位置、形状、地積が指定されます。

移転・工事

仮換地の指定により、工事、建物移転が開始となります。

宅地化農地の税額の免除・減額について

地方税法附則第29条の5に該当する宅地化農地は一定の条件を満たすと、市街化区域に編入されてからの4年間について固定資産税、都市計画税の一部が免除・減額となる措置を適用することができます。

つきましては、該当の方には後日、組合よりご案内をさせていただきます。必要な手続きを進めていただきますよう、ご協力をお願いいたします。

仮事務所について

本事業を進める拠点となる組合事務所につきましては、今年の夏頃に地区内に建設予定です。

そのため、組合事務所ができるまでの間、事業に関するご質問や個別説明の対応ができるよう、仮事務所を設けています。

ただし、仮事務所は常時開設していませんので、来所を希望されます際には予め下記の日本工営都市空間㈱にご連絡ください。

仮事務所の所在地：豊明市間米町八ツ屋 636 番地



土地区画整理事業施行に伴う留意事項（お願い）

建築行為等について（76 条申請）

土地区画整理事業の施行中は、地区内において建築物・工作物（塀、擁壁等）の新築・増築・改築や土地の形質の変更（土地の埋め立て、掘削等）等を行う場合は、土地区画整理事業法第 76 条第 1 項の規定により、豊明市長の許可が必要となります。

該当する行為を予定している場合は、事前に豊明市市街地整備課までご相談ください。

※組合事務所ができるまで、申請用紙は豊明市市街地整備課にあります。

作止めについて

仮換地指定（令和 5 年 1 2 月）がされますと工事が始まりますので、田や畑での耕作ができなくなります。

耕作及び収穫ができるのは、令和 5 年 1 2 月までとなります。

以降の収穫はできなくなりますので、ご注意ください。

権利の異動等について

土地の権利異動等をされた場合は、必ず組合へ届出をお願いします。

例えば・・・

- 売買、相続等で所有権を移転した。
- 地目を変更した。
- 抵当権、その他権利を設定又は解除した。
- 土地の分合筆または地積の誤びゅう訂正をした。など

※組合事務所ができるまで、届出用紙は豊明市市街地整備課にあります。

＜発行＞

豊明間米南部土地区画整理組合
理事長 青山 富夫

業務代行者 戸田建設株式会社
日本工営都市空間(株)

＜問い合わせ＞

日本工営都市空間(株) 都市整備部 事業運営課
＜担当者：田村、中川＞

〒461-0005 名古屋市東区東桜二丁目 17 番 14 号
TEL：052-979-9552(課代表)

豊明市役所 経済建設部 市街地整備課
〒470-1195 豊明市新田町子持松 1-1
TEL：0562-92-1123
FAX：0562-92-1141